

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

年金は世代と世代の支え合い



厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

昭和62年度末現在、公的年金制度の被保険者数は6,411万人、老齢(退職)年金受給者数は1,467万人に達している。

また、厚生省統計情報部「昭和62年国民生活基礎調査」によれば、全世帯のうち約3分の1が公的年金(恩給を含む)を受給しており、65歳以上の者のいる世帯ではその96.4%が年金受給世帯となっている。さらに、全所得を公的年金に頼っている世帯が高齢者世帯の43.1%を占め、また、高齢者世帯の平均所得のうち、公的年金の占める割合は48.6%に達している。これらのことから、公的年金制度はすでに国民の老後生活の支柱としての役割を果たしていることがうかがえる。

一方、人口の高齢化に伴い、今後、受給者数は急速に増大し、厚生年金保険の場合をとってみると、現在、被保険者7.4人で1人の老齢年金受給者を支えている計算であるのが、平成27(2015)年には2.5人で1人を支えなければならなくなるものと見込まれている。

このような急速な高齢化の進展に対応していくためには、老後の所得保障の支柱である公的年金制度を長期的により安定したものとするとともに、一層公平なものとしていく必要がある。この点については、昨年10月に国会に提出された「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」においても述べられているところであり、このため、今後、さらに公的年金制度の一元化その他の必要な制度改正に取り組んでいくこととしている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

1 公的年金制度の一元化と被用者年金の制度間調整

公的年金制度全体の長期的安定と整合性のある発展を図るため、昭和59年2月、「平成7(1995)年を目途に公的年金制度の一元化を行うこと」が閣議決定された。この方向に沿って、昭和61年4月より基礎年金の導入等を内容とする新年金制度が実施されたところである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

1 公的年金制度の一元化と被用者年金の制度間調整

(1) 前回改正の内容

この改正により、従来、自営業者等に限られていた国民年金の適用対象が民間サラリーマンや公務員及びその妻にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金を支給する制度へと発展した。

これに併せて、厚生年金保険や共済年金は基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は全体として二階建ての年金制度に再編成された。

また、厚生年金保険については、年金制度が成熟化し40年加入が一般的になった段階での年金の給付水準が、現在支給されている標準的な年金の給付水準とほぼ同程度の水準になるように将来に向けて給付水準の適正化が行われた。これにより負担面でも将来の保険料負担の増加が緩和されることとなった。

また、これと並行して、共済年金においても標準報酬制が導入され(地方公務員等共済年金を除く。)年金額の算定方式が厚生年金と同じ方式に改正されるなど、共済年金と厚生年金保険の給付水準は将来に向けて整合性が図られることとなった。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

1 公的年金制度の一元化と被用者年金の制度間調整

(2) 被用者年金制度間の調整へ向けて

先般の改正における基礎年金の導入により公的年金制度の一階部分については給付と負担の両面における一元化が図られ、また、二階部分についても将来に向けて給付面での均衡が図られることとなった。今後は、昭和59年2月の閣議決定を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進めることが課題となっている。

この問題については、62年9月の「公的年金に関する関係閣僚懇談会」において、平成7(1995)年の一元化に向けて、平成元年の財政再計算時に、地ならしできるものは地ならしすることが申し合わされた。

一元化については、年金審議会でも検討が行われたところであるが、昭和63年11月29日に取りまとめられた同審議会の意見は次のとおりである。

- 1) 被用者年金の一元化については、被用者年金各制度は存置したまま同一給付・同一保険料率による新たな単一の被用者年金制度を創設すべきである。
- 2) 次期制度改正においては、一元化の最終的な姿と整合性を保ちつつ、関係者間の合意が得られる範囲内において、当面急がれる各制度間の負担の不均衡の是正を図るべきである。

また、同審議会の意見書では、こうした措置を講ずるためには、日本鉄道共済年金の赤字の分析と自助努力の内容と金額が明示されることが条件であるとされている。

厚生省では、この年金審議会の意見書をも踏まえ、公的年金制度をより長期的に安定かつ公平なものとするために必要な被用者年金制度間の調整措置を講じていく方向で、現在、関係各省庁と調整を行っているところである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

2 次期制度改正について

平成元年は5年に一度の財政再計算期に当たることから、これに併せて、一元化へ向けての「地ならし」に加えて、所要の制度改正を行うこととしている。

制度改正のあり方については、一昨年より年金審議会で慎重かつ広範な検討がなされてきたところであるが、その主な意見は次のとおりである。

- 1) 前回改正時に設定された給付水準を維持すべきである。
- 2) 雇用環境の整備や年金サイドにおける対応を総合的に講じつつ平成22(2010)年(女子については27(2015)年)までに厚生年金の支給開始年齢を65歳に引き上げるべきである。
- 3) 自営業者のために、現行の国民年金基金制度を活用することとし、職能型国民年金基金の設立要件を緩和するとともに、地域型国民年金基金を創設するのが適当である。
- 4) 現在、20歳以上の者のうち唯一国民年金の強制適用の対象から外されている学生を強制適用の対象とすべきである。

具体的な制度改正案については、現在、政府部内で検討中であるが、こうした年金審議会の意見をも踏まえた上で、所要の改正法案を本年の通常国会に提出する予定である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

3 年金積立金の現状と役割

公的年金制度においては、後代の保険料負担の急激な増大を緩和する観点から、積立金の積み立てが行われている。昭和62年度末の厚生年金保険及び国民年金の積立金総額は約63兆円に達している。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

3 年金積立金の現状と役割

(1) 還元融資事業

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、すべて大蔵省の資金運用部に預託され、国の財政投融资の原資として住宅生活環境整備、厚生福祉等の国民の福祉向上に直接役立つ分野や道路等国民生活の安定的向上の基礎となる分野に幅広く運用されている。その一部は、特に還元融資として年金福祉事業団等を通じ、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の生活の向上や福祉の増進に直接役立つよう年金住宅資金貸付、大規模年金保養基地の整備等の事業に利用されている。

なお、将来にわたって還元融資事業を安定的に実施するための財源確保を目的として昭和61年度から資金確保事業が実施されており、63年度までに累積で2兆500億円の資金が運用されている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の現状と次期制度改正への課題

3 年金積立金の現状と役割

(2) 年金財源強化事業

現在,厚生年金保険においては積立金の運用収益が保険給付費の4割以上に達しており,運用収益の増大を図ることは,後代の保険料負担の急激な上昇を緩和する意味でも重要な課題である。このため,昭和62年度より年金福祉事業団を実施主体とする年金財源強化事業が実施されており,63年度までの運用額は2兆2,700億円となっている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

国民生活の多様化,高度化に伴い,高齢者の生活も多様化,高度化しつつあるなかで,高齢者がより豊かな生活を過ごすための手段として,企業年金や個人年金に対する国民の期待は大きくなっている。このため,厚生年金基金が企業年金の中でも中核的な役割を果たせるよう,その給付内容の充実や厚生年金基金の普及のための条件整備を図ることを目的として,昭和63年に厚生年金保険法の改正が行われた。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

1 企業年金の現状

我が国の企業年金には、老齢厚生年金を国に代って支給するとともに基金独自の年金を上乗せする「厚生年金基金」、社外に資金を積み立てる等の要件を備えたものに税法上の一定の措置を認めた「適格退職年金」(いわゆる「税制適格年金」)及び給付原資を社内に留保して年金支給を実施する「自社年金」がある。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

1 企業年金の現状

(1) 厚生年金基金

厚生年金基金は厚生年金保険の給付の代行を行うとともに、加入員及び事業主の意向に沿って、さらに上乗せ部分として給付の上積みを行っている。昭和62年度末で基金数は1,194、適用事業所数は9万7,000、その加入員数は厚生年金保険被保険者数の28%に当たる764万人に達している。10年前の52年度末においては、基金の加入員数は厚生年金被保険者数の23%であり、厚生年金基金の普及が着実に進んでいることがうかがえる。

62年度末の基金の受給権者の年金額総額は、2,954億円、一人当たりでも25万9,000円に達しており、10年前の52年度末と比較してみると総額で11倍、一人当たりで3倍へと急増している。

なお、基金の給付の期間は終身を原則としているが、上乗せ部分の一部を一時払いとする選択も認められている。もっともこの一時金の受給割合は年々低下してきており、61年度では全体で1割となっている。基金の年金給付は厚生年金保険の給付と併せて、老後の所得保障に大きな役割を果たしているといえる。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

1 企業年金の現状

(2) 適格退職年金

適格退職年金は、近年、中小企業などに普及が進んでおり、その加入者数は、昭和62年度末で820万人、契約件数は7万4,000件となっている。同年度の年金受給者数は9万8,000人であり、一方、同年度の一時金を受給した者は35万人であって、大部分は一時金を選択している。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

2 厚生年金基金制度の改正と今後の方向

厚生年金基金の給付内容の充実や基金の一層の育成・普及を図るため,昭和63年5月,厚生年金基金制度の改正が行われた。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

2 厚生年金基金制度の改正と今後の方向

(1) 改正の内容

(ア) 給付内容の充実

1) 年金給付の努力目標水準の設定

基金が国に代わって支給している老齢厚生年金(代行部分)の2.7倍に相当する水準を基金の給付の努力目標水準とした。なお、この努力目標水準に達するまでの給付を行うのに必要な積立金については、法人税を非課税とすることとされた。

2) 中途脱退者等に対する年金給付の通算制度の充実

基金の中途脱退者に係る給付を改善するため、従来脱退一時金として支払われていた部分(上乗せ部分)も厚生年金基金連合会において年金給付として支給できるよう通算制度の改善が図られた。なお、解散した基金の加入員についても同様の措置を講じた。

3) 支払保証事業の創設

基金が解散した場合においても、その加入員に支給する年金給付につき一定額が確保されるよう、連合会において年金給付の額を付加する事業(支払保証事業)を行うことができることとされた。

(イ) 厚生年金基金の普及のための条件整備

1) 小規模基金の事務の共同処理

基金をより一層普及させるため、小規模基金を設立した場合の基金運営に係る事務費負担の軽減を図ることができるよう、厚生大臣の認可を受けて、基金が業務の一部を連合会に委託できることとされた。

2) 年金数理の適正化

基金の年金数理をより一層適正に処理していくため、基金及び連合会が厚生大臣に提出する年金数理に関する書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認することとされた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金の現状と課題

2 厚生年金基金制度の改正と今後の方向

(2) 今後の方向

今後、厚生年金基金を中小企業等にも一層普及させていくため、地域型基金の検討を含め設立認可基準の緩和等に取り組む必要がある。

また、基金の積立金は、将来の給付に充てるための大切な財源であることから、安全性に配慮しつつ一層効率的な運用を行っていく必要があり、このため、運用方法の拡大を図っていくことが必要である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保護制度

(1) 生活保護の動向

生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、国民生活の最後のよりどころとなっている。

最近の保護の動向をみると被保護人員及び保護率(人口千人に対する被保護人員数)は昭和59年度後半から減少傾向にあり、直近の62年度ではそれぞれ1,266,126人、10.4%となっている。

保護の動向は、景気変動等の経済的要因、高齢化の進行や離婚等の社会的要因、年金制度など他法他施策の整備・充実等制度的要因が複雑に作用し、影響を受けるものである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保護制度

(2) 生活保護の水準

最低生活水準を維持するための生活保護の基準は、毎年改定されているが、生活保護のうち衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費水準との均衡上ほぼ妥当な水準に達していると考えられることから、昭和59年度以降は一般国民の消費水準の伸びを基礎として改定する、いわゆる水準均衡方式により決定することとなっている。63年度においては1.4%の引上げを行った。

この生活扶助基準は、従来、大都市地域を1級地、県庁所在地等地方中核都市を2級地、その他の市町村を3級地と定めてきたところである。しかし、60年12月の中央社会福祉審議会の意見具申を受けて、各地域の一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保する見地から62年度からは3級地制は維持しつつ、級地をそれぞれ2区分してこれを枝級地とし6区分に細分化し、実態に対応した適切な水準の確保を図ることとした(第4-1表)。

第4-1表 昭和63年度生活扶助基準(月額)標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

第4-1表 昭和63年度生活扶助基準(月額)
標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)
(単位:円)

| | 昭和62年度 | 昭和63年度 |
|-------|----------------|----------------|
| 1級地-1 | 129,136(100.0) | 130,944(100.0) |
| 1級地-2 | 129,009(99.9) | 129,635(99.0) |
| 2級地-1 | 117,519(91.0) | 119,159(91.0) |
| 2級地-2 | 117,404(90.9) | 117,850(90.0) |
| 3級地-1 | 105,904(82.0) | 107,374(82.0) |
| 3級地-2 | 105,800(81.9) | 106,065(81.0) |

(注)()は、級地間格差である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

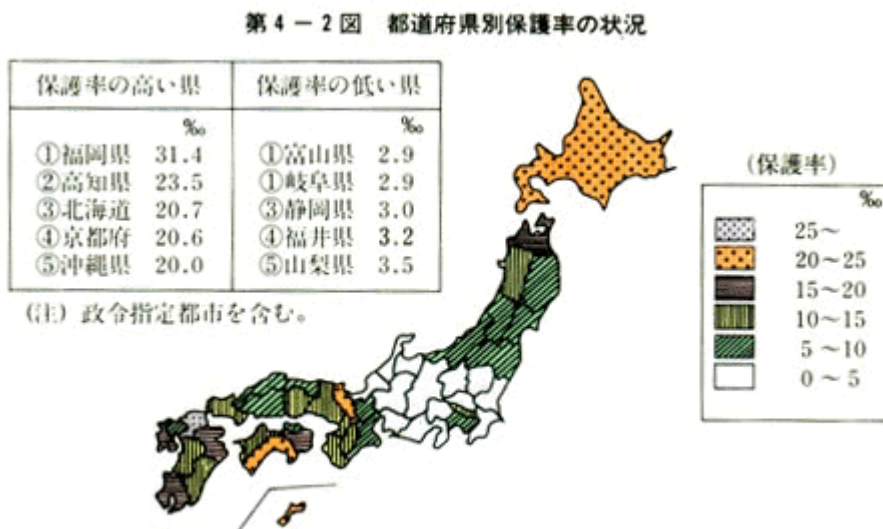
第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保護制度

(3) 生活保護の課題

第4-2図は、都道府県別の保護率を示したものであるが、依然として地域的な差異が顕著である。昭和62年度では、最高が福岡県の31.4‰、最低が富山県並びに岐阜県の2.9‰となっており、この間に30‰近い開きが見られる。このような保護率の地域差は、地域ごとの産業構造等の経済的要因のほか、高齢化の進行状況等社会的要因等が複雑に関連し合った結果であると思われるが、今後とも、地域の実情に見合った適正な制度の運用と自立促進方策を推進する必要がある。

第4-2図 都道府県別保護率の状況



資料：厚生省統計情報部「昭和62年度社会福祉行政業務報告」

また、生活保護は、真に生活に困窮している者が自己の収入、資産、労働能力等あらゆるものを活用してもなお最低生活を維持できない場合に適用されるものであり、扶養義務者からの援助は生活保護に優先して行われることになっている。したがって、生活保護の実施に際しては、被保護者の収入や資産の的確な把握、能力に応じた労働の指導、また、扶養関係の調査を正確に行うことによって制度の受給要件を確認し、制度の適正な運用に努める必要がある。特に一部とはいえ、不正受給者があると制度に対する信頼を失うことになりかねないことから、不正受給者に対しては、保護費の返還及び廃止等の処分を行うなど厳格に対処してきたところである。今後とも、真に生活に困窮する者に必要な保護が行われるよう、制度の適正な運用に組織的に取り組んでいくことが重要である。

厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

2 障害者の所得保障

障害者がその障害を克服して自立した生活を営む上で、医療保障や障害者福祉施策に加えて所得保障の充実が欠かせないものである。

障害者の所得保障制度としては、年金制度がその根幹をなしている。国民年金の被保険者が障害者となった場合及び20歳前に障害の生じた者が20歳になった場合は、国民年金の障害基礎年金が支給されることとなっている。厚生年金保険等の被保険者には、障害厚生年金等も併せて支給される。障害基礎年金の支給額(月額)は、昭和63年度1級障害者65,333円、2級障害者52,266円である。

このほか、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者に対しては特別障害者手当(月額20,950円)が支給されており、20歳未満の重度障害児には障害児福祉手当(月額11,700円)が支給されている。また、20歳未満の障害児を監護している父母等養育者には特別児童扶養手当が支給されている。63年度支給額(月額)は1級41,300円、2級27,500円である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

3 母子家庭等の所得保障

夫や父との離死別等により主たる所得稼得者を失った母子家庭等に対しては、母子が健康で文化的な生活を営み、児童の健全育成を成し得るよう支援する必要がある。就労援助等の経済的自立策とともに年金等による所得保障の充実が必要である。

死別母子世帯に対しては遺族基礎年金が支給されるほか、死別者が厚生年金保険等の被保険者であった場合には遺族厚生年金等が併せて支給される。遺族基礎年金の支給額(月額)は、昭和63年度、子供1人の場合で67,942円である。

生別母子世帯には、福祉制度である児童扶養手当(63年度月額34,000円)が支給されている。

なお、児童扶養手当の受給者数は、60年度末現在647,606人を最高としてその後の年金制度の拡充及び最近の離婚率の低下を反映して若干減少傾向にあり、63年3月現在628,620人である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

4 戦没者遺族等に対する給付

戦傷病者や戦没者遺族等に対しては、国家補償の精神に基づき、様々な援護が行われている。所得保障の面からは、戦傷病者戦没者遺族等援護法により障害年金、遺族年金等が支給されている。同法による年金等の支給対象は、主として旧陸海軍の軍属や被徴用者等であり、軍人についてはほとんど恩給法で処遇されている。また、戦傷病者の妻や戦没者の父母、妻等の遺族に対して、特別の慰籍や弔慰のために、各種の特別給付金や特別弔慰金が支給されている。昭和63年度においては障害年金、遺族年金等の1.25%の増額を行ったほか、戦没者の父母等に対し特別給付金を75万円に増額して継続支給することとした。
